

青森県報

第二千六百二十八号

平成十八年
五月十七日
(水曜日)

目 次

告 示

障害福祉サービス事業者の指定	………	(障害福祉課)	…	一
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届出	………	(同)	…	二
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出	………	(同)	…	二
保安林の指定	………	(林政課)	…	二
右 同	………	(同)	…	三
地籍調査事業計画	………	(農村整備課)	…	三
漁船保険付保義務の発生	………	(農林水産事務所)	…	三
公 告				
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	………	(県民生活文化課)	…	四
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	………	(同)	…	四
出先機関				
土地改良事業の工事の完了	………	(中南地域局)	…	四
土地改良区の役員の就任	………	(三八地域局)	…	五
土地改良事業の工事の完了	………	(同)	…	五
右 同	………	(東地方農林水産事務所)	…	五

告 示

公安委員会

土地改良区の役員の就任及び退任	………	(農上)	…	六
土地改良区の役員の就任	………	(農務)	…	六
右 同	………	(農務)	…	六
土地改良区の役員の退任	………	(農務)	…	六
右 同	………	(農務)	…	六
指定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	………	(会 計 課)	…	七
右 同	………	(同)	…	七

青森県告示第四百二十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成十八年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指 定 年 月 日
社 会 福 祉 法 人 健 誠 会 つがる市森田町四七三の二	共同生活援助	グループホーム「さわかば」 つがる市森田町大館千歳一三の二	平成一八・五・一
株 式 会 社 相 成 弘前市大字狼森字天王三一の五	居宅介護	ヘルパーステーション 弘前市大字狼森字天王三一の五	"

北星交通株式会社	北星交通株式会社
弘前市大字本町六四の三	弘前市大字本町六四の三
外出介護	居宅介護
ホームヘルパースタッフ	ホームヘルパースタッフ
弘前市大字新寺町六二の一	弘前市大字新寺町六二の一
"	"

青森県告示第四百三十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成十八年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	変更前	変更後	区分
株式会社大	社会福祉法人田子町協議会	社会福祉法人清慈会	八戸市大字新井田字松山下野場七	指定障害福祉サービス事業者
弘前市大字高屋字本宮四八〇の四	三戸郡田子町大字田子二の	共同生活援助	グループワーク	障害福祉サービス事業
居宅介護	居宅介護	居宅介護	三戸郡南部町大字高森五七の七	障害福祉サービス事業
株式会社大	社会福祉法人田子町協議会	共同生活援助	三戸郡南部町大字高森五七の七	障害福祉サービス事業
弘前市大字高屋字本宮四八〇の四	三戸郡田子町大字田子二の	共同生活援助	三戸郡南部町大字高森五七の七	障害福祉サービス事業
"	"	平成一六・四・一	年月日	変更

変更後	与
ヘルパースタッフ	グッドケア

青森県告示第四百三十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成十八年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	所在地	廃止年月日
社会福祉法人北心会	十和田市西二丁目十一番町六の四	十和田市西二丁目十一番町一六の二三	平成一六・四・一

青森県告示第四百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十八年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所
 - 西津軽郡鰺ヶ沢町大字小森町字野田二九の二・三三の二・三三から四〇まで
 - 三三（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 二七、九から一二まで
 - 三三、三五、二八、一三〇の一、一三〇の二、一三一、一三四、一三六から一四〇まで
 - 二六五から二七七まで、二七七から二七九まで
- 二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び鱒ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十八年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

下北郡東通村大字尻屋字八重越二〇の一(次の図に示す部分に限る。)、一九の

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期以上のものであるものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百三十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成十八年度地籍調査事業計画を次のとおり定め、同条第五項の規定により公示する。

平成十八年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
青森市	大字新城字平岡の一部 大字岩渡字熊沢の一部及び小谷の一部	平成十八年五月八日から平成十九年三月三十一日まで
弘前市	大字悪戸字前沼及び字後沢の一部	
八戸市	大字白銀町字雷及び字中平	
五所川原市	大字飯詰字影日沢の一部	
むつ市	美里町の一部	

青森県告示第四百三十五号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認め、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十八年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
五所川原市十三五月女滝二番地一 五所川原市十三深津二四七番地 五所川原市十三通行道番外地	十三
工藤 伍郎 柳谷 榮 小倉 広起	

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十八年五月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人平川市町づくり促進協議会
- 三 代表者の氏名
小野 忠男
- 四 主たる事務所の所在地
平川市尾上栄松一〇
- 五 定款に記載された目的
この法人は、平川市民及び近隣市町村民に対し、結婚相談 地域活性化に係る各種事業の運営協力を行うことにより、地域社会の安定・発展に寄与すること、及び雇用の場の提供等による就労支援を行うことにより、雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十八年四月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あいうえおの会
- 三 代表者の氏名
奈良 衛
- 四 主たる事務所の所在地
つがる市木造柴田弥生田二の一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、木造町及びその周辺町村の知的障害者・身体障害者（児童も含む）及び障害をもつた子どもをもつ親に対して、地域生活支援に関する事業を行い、誰もが平等に住みやすい社会を目指すことを目的とする。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十一条の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

平成十八年五月十七日

中南地域県民局長 天 童 光 宏

土地改良事業の名称	十年災農業用施設災害復旧事業 一三三 一〇一	事業を行う者	尾上町	工事完了年月日	平成二・三・三〇
"	一三三 一〇二	"	"	"	"
"	一三三 一〇三	"	"	"	"
十一年災農地災害復旧事業	一七一	黒石市		二・三・五・三	
十一年災農業用施設災害復旧事業一七一 一〇三		"		二・三・六・四	
"	一七一 一〇四	"		二・三・八・二	
"	一七一 一〇五	"		"	
"	一七一 一〇六	"		二・三・五・三	

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、福地土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年五月十七日

三八地域県民局長 中島勝彦

役員別の氏名	住 所	就任の年月日
理事 小泉正功	三戸郡南部町大字小泉字小泉一四	平成六・四・七
" 小泉功	" " " " 二二の一	"

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、

次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十八年五月十七日

三八地域県民局長 中島勝彦

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十七年災農業用施設災害復旧事業五九 一〇一	五戸町	平成二・三・七
"	新郷村	一六・三・五
"	"	"
"	"	"
十七年災農地災害復旧事業 六〇 一	田子町	一六・三・三
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定により公告する。

平成十八年五月十七日

東地方農林水産事務局長 原口健二

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
安兵衛	ため池等整備事業	平成一七・三・二六
中小国	ほ場整備事業（担い手育成型）（緊急農地集積ほ場整備事業）	一六・一・二六
大銀杏	一般農道整備事業	一六・三・二六

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
 土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項
 の規定により公告する。

平成十八年五月十七日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	坪倉光	上北郡七戸町字上川原三一	平成一六・四・一就任
監事	坪幸一	字天間館前川原八五の一	〃
〃	坪利雄	字後平一二六の五一	〃
〃	坪竹千代	字天間館前川原三九の一	〃
〃	坪次男	〃三七	〃
〃	鳴海長助	字後平一二六の二一〇	〃
〃	原義吉	字上平五九の六	〃
〃	米男	字大平四九	〃
〃	利悦	字天間館前川原三八の二	〃
〃	豊秀	〃七九	〃
〃	倉光	字上川原三一	一六・三・三退任
〃	幸一	字天間館前川原八五の一	〃
〃	利雄	字後平一二六の五一	〃
〃	竹千代	字天間館前川原三九の一	〃
〃	次男	〃三七	〃

監事	坪原義吉	字後平一二六の二一〇	〃
〃	坪岩男	字上平五九の六	〃
〃	坪利悦	字天間館前川原八一	〃
〃	坪米男	字大平四九 三八の二	〃

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西
 津軽土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規
 定により公告する。

平成十八年五月十七日

西北地方農林水産事務所長 葛西 弘光

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任 の 年 月 日
理事	秋田谷要藏	つがる市下車力町盛野一九	平成一六・三・三

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、市
 浦土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規
 定により公告する。

平成十八年五月十七日

西北地方農林水産事務所長 葛西 弘光

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任 の 年 月 日
理事	奈良正勝	五所川原市太田山の井一七四	平成一六・四・一

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大田光土地改良区から、次のとおり役員の前届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年五月十七日

西北地方農林水産事務所長 葛 西 弘 光

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	工藤 武雄	つがる市牛潟町村上二五の一六四	平成一八・四・五

公安委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十八年五月十七日

青森県警察本部長 長 尾 正 彦

- 一 物品等の名称及び数量
運転免許証更新時講習資料 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日

平成十八年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

財団法人全日本交通安全協会

東京都千代田区九段南四丁目八の一三

六 契約金額

一式当たり 二百四十二円五十五銭

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用したものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の範囲内の価格による見積りであつたので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十八年五月十七日

青森県警察本部長 長 尾 正 彦

- 一 物品等の名称及び数量
運転免許証作成機用消耗品 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十八年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
コニカミノルタアイディシステム株式会社

東京都新宿区新宿四丁目三の一七

六 契約金額

一式当たり 七十一万九千九十三円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第一号及び第二号の規定を適用したものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭